

付 議 第 2 号

高知県立図書館協議会会議規則の一部を改正する規則議案

高知県立図書館協議会会議規則（平成24年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

〔 高知県教育委員会事務委任等規則 〕

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立図書館協議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

高知県教育長 田村 勝児

高知県教育委員会規則第 1 号

高知県立図書館協議会会議規則の一部を改正する規則

高知県立図書館協議会会議規則（平成24年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県立図書館協議会条例施行規則

第1条中「の会議（以下「会議」という。）」を「（以下「協議会」という。）の運営」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条中「会議に関し」を「協議会の運営に関し」に、「会議において」を「会長が協議会に諮って」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（庶務）

第4条 協議会の庶務は、高知県立図書館において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県立図書館協議会条例施行規則第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる高知県立図書館協議会の会議は、高知県立図書館長が招集する。

参考資料 1

高知県立図書館協議会会議規則の一部を改正する規則議案説明

改正の理由

高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）と高知市立市民図書館（以下「市民図書館」という。）は、図書館法に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに図書館サービスへの意見を述べる機関として、「高知県立図書館協議会」と「高知市立市民図書館協議会」を設置している。

新図書館の開館に向けた準備を進めるなか、図書館協議会において、新図書館での運営やサービス等に関する審議がこれまで以上に多くなり、両図書館協議会を同時に開催し一体的に審議を行うことにしており、図書館協議会の運営に関する規定について必要な改正をしようとするものである。

改正の概要

- (1) 一般的な他の附属機関の条例施行規則に準じて、現行の規則の題名及び規定を改める。
- (2) 新たに会長及び副会長を置き、その役割について規定する。

施行期日

平成 28 年 5 月 1 日

（高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例の施行期日）

新 旧 対 照 表

新

高知県立図書館協議会条例施行規則

高知県立図書館協議会会議規則
旧

表 照 对 新

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立図書館協議会条例(昭和25年高知県条例第69号)第5条の規定に基づき、高知県立図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に適当に必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立図書館協議会条例(昭和25年高知県条例第69号)第5条の規定に基づき、高知県立図書館協議会の会議(以下「会議」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第2条 会議は、開催の日時、場所及び議題を定めて館長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議には、館長又は関係職員が出席しなければならない。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは

(議長)

第3条 会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

2 議長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 議長に事故があるときは議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名した委員が、その職務を代理する。

参考文献 2

は、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、高知県立図書館において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

(雑則) この規則に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、会議において定める。